

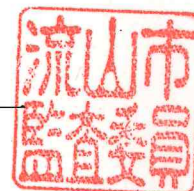
流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流防第216号

平成31年3月14日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年 2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部 防災危機管理課	指摘 (1)	請求書類の紛失により支払遅延があった。支払事務の改善を図り、適正な事務の執行をされたい。	請求書類が届いた時点で、書類を保管する場合所定のレターケースにまとめるよう改善します。また、チェックリストを作成し、請求書類について管理職及び担当職員で確認を行い、支払い業務に漏れのないよう実施してまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。